

## 資料9

保育所保育指針に提案されている「保育計画」を幼稚園教育要領にいう「教育課程」と比較することによって生じる懸念について

柏女 霊峰

1. 学校教育法第25条は、「幼稚園の教育課程その他の保育内容」としており、預り保育などはその他の保育内容と規定されている。保育所における保育課程が規定されることにより、保育課程は8時間の保育をいい、それ以外の保育は「その他の保育」とされて、本来連続的であるべき保育過程の分断が進むのではないか。また、保育所は児童福祉施設として、たとえば、災害時においても開所されていることがミッションとして期待されるが、その際の利用児童の保育や不定期利用の子どもの保育などは、どのように位置づけられるのか。
2. 幼稚園教育においては、幼稚園教育要領1. 幼稚園教育の基本に見るとおり、「学校教育法第22条に規定する目的を達成するため・・・」のものである。保育所保育は一定の教育目的の達成というより、一人ひとりの子どもの成長のプロセスやウェルビーイングを重視するものではないのか。「課程」を導入することにより、「一人ひとりの子どもの今このときのウェルビーイングを大切にしている保育所保育の「目的達成」が重視されることはないのか。また、保育所保育が子どもの成長に対して持っている目的とは一体何なのか。安易に望ましい人間像を描き、そこに導いていく「保育課程」を奨励する懸念はないのか。
3. 9月10日に中教審教育課程部会に配布された資料によると、保護者との関係に関し、「幼稚園の教育の理解が深まるようにする。」こととしている。教育課程は教育基本法、学校教育法の目的に沿って策定され、保護者に対してはその理解を得ることとしている。一方、保育所の保育計画は、地域の実態、子どもや家庭の状況、保護者の意向、保育時間などを考慮して作成することとされている。つまり、保育所保育計画は、個別性を有する性格を持っている。「保育課程」とすることによって、こうした保育計画の個別性が損なわれることとなりはしないか。
4. 資料3によると、幼稚園教育における教育課程と保育所保育における保育課程の「課程」の用い方には、明らかに差異が見られるように思われる。このことが現場に混乱をもたらすことはないのか。「保育課程」、「課程」の持つ意味についてしっかりと定義しておくことが必要ではないか。